

連載：諸外国の植物検疫制度（４）

オーストラリアの植物検疫制度

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課

つか
塚
ささ
笹もと
本
い
井かず
和ひこ
彦
つかさ
司

農林水産省横浜植物防疫所調査研究部企画調整課

はじめに

オーストラリアにとって農業は同国経済を支える重要な輸出産業である。しかし主要な農産物輸出先であるヨーロッパがEUとして統一市場を形成した1980年代後半から輸出量は頭打ち傾向にある。このため同国の農産物は、さらなる国際競争力が求められており、国家政策として農産物の品質維持向上を進めている。新たな病害虫の侵入は、同国内の農業生産に損失を与えるだけでなく、農産物輸入国の検疫制限が厳しくなり、その結果国際競争力を低下させることを意味している。このため同国の植物検疫の重要性に関する認識は高い。

同国の植物検疫は、FAOにおいて国際基準の策定が開始される以前から、病害虫危険度評価に基づいて検疫で対象とする病害虫（以下「検疫病害虫」）を特定し検疫措置を行っており、それに従い検疫体制を整備してきた

経緯がある。

本報告では「検疫病害虫」及び「病害虫危険度評価」に関して先進的に対応してきたオーストラリアの植物検疫制度について、①植物検疫組織、②病害虫危険度評価（以下「PRA」）、③PRAで決定された検疫病害虫に対する実際の輸入検疫システムについて紹介する。

I オーストラリアの植物防疫組織

1 オーストラリア検疫・検査局（AQIS）

植物検疫を担当している部門は「第一次産業エネルギー省（Department of Primary Industries and Energy : DPIE）」にある「検疫・検査局（Australian Quarantine and Inspection Service : AQIS）」である（図-1）。ただしAQISは植物検疫だけではなく、肉類・魚介類の検疫、食品の品質基準維持のための施策及び検査業務も行っている。AQIS全体では約1,600名ほどの

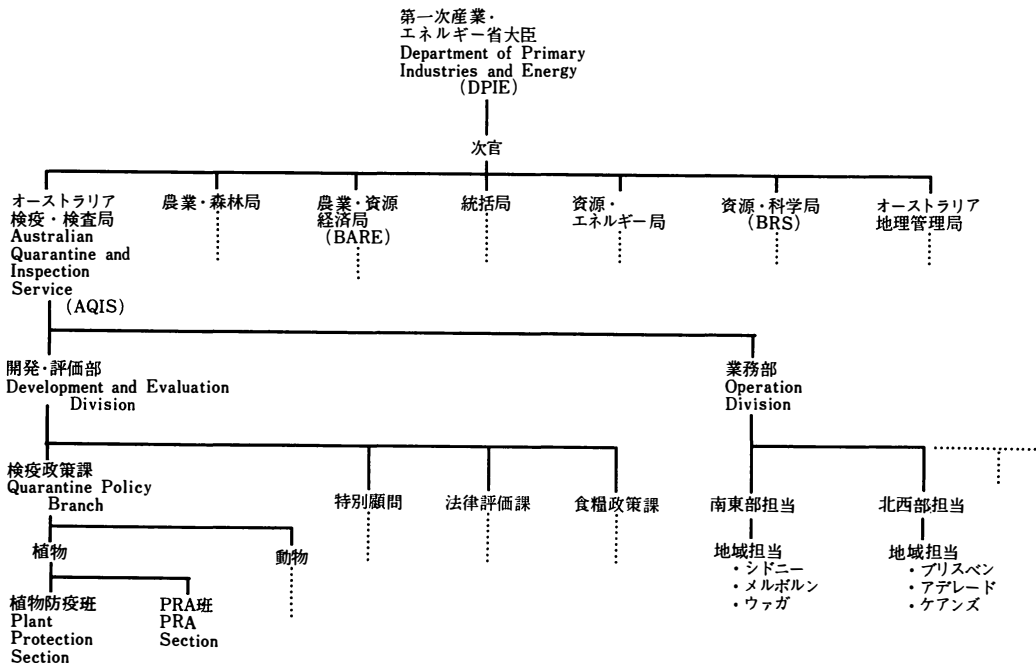


図-1 オーストラリア植物検疫関係組織図

職員がおり、輸出検疫、輸入検疫及び関係技術及びオペレーションサポートシステムの管理等に従事している。検疫検査関係ではAQISの職員とは別に州政府等の職員約560名が連邦政府の認可のもとAQISの職員として検査業務に従事しており、国際海空港、郵便局及び輸入認可業務、輸出検査等を行っている。

検疫・検査局は国際基準との適合、農産物品質基準策定と維持、政策との調整、PRA及び対外交渉等を行う「開発・評価部 (Development and Evaluation Division)」及び同国の港や圃場で行われる検査等を統括及び調整する「業務部 (Operation Division)」に分かれている。さらに開発評価部の「検疫政策課 (Quarantine Policy Branch)」は動物及び植物検疫担当に分かれており、植物検疫は「植物防疫班 (Plant Protection Section)」(6名)及び「PRA班 (PRA Section)」(5名)の2班において植物検疫に関する政策調整やPRAが実質的に行われている。

2 PRAを実施している機関

PRAの実施に関係があるのは検疫政策課の中の植物防疫班及びPRA班である(図-1)。PRAは通常、輸入者あるいは輸出国からの要求に基づきPRA班が実施するが、荷口となる植物が国内で重要な生産物であったり重要な病害虫が付着する可能性がある場合、同班から同省にある「資源科学局 (Bureau of Resource Sciences:

BRS)」あるいは各州の専門家に詳細なPRAが依頼される。さらに経済的評価については「農業資源経済局 (Bureau of Agricultural and Resource Economics: BARE)」に国内経済への波及といった観点で分析を依頼することもある。FAOのPRAガイドラインでいうステージI(病害虫の類別)、ステージII(経済的影響及び侵入の可能性)及び病害虫危険度管理の選択肢の検討(依頼)・提示までがPRA班の担当である。それらをもとに行われる対外交渉及び2国間のプロトコル作成が植物防疫班の担当となる。

II オーストラリアの病害虫危険度評価 (PRA)

1 PRAの要求から検疫措置決定に至る全体の流れ

輸入者、輸出者または輸出国の検疫当局からPRAの要求を受け入れた場合、当該項目が第一次産業エネルギー省内のコンピュータネットワークに登録される(図-2)。この後PRAの作業が開始され、最終的には当該病害虫の危険度統御のための選択肢が決定される。ここで特徴的なことはステージIII以降に公開協議 (Public Consultation) が設定されている点である。この期間中に各州及び関係業界代表者の意見を聞いて検疫病害虫に対する危険度管理の選択肢を決定できる仕組みになっている。

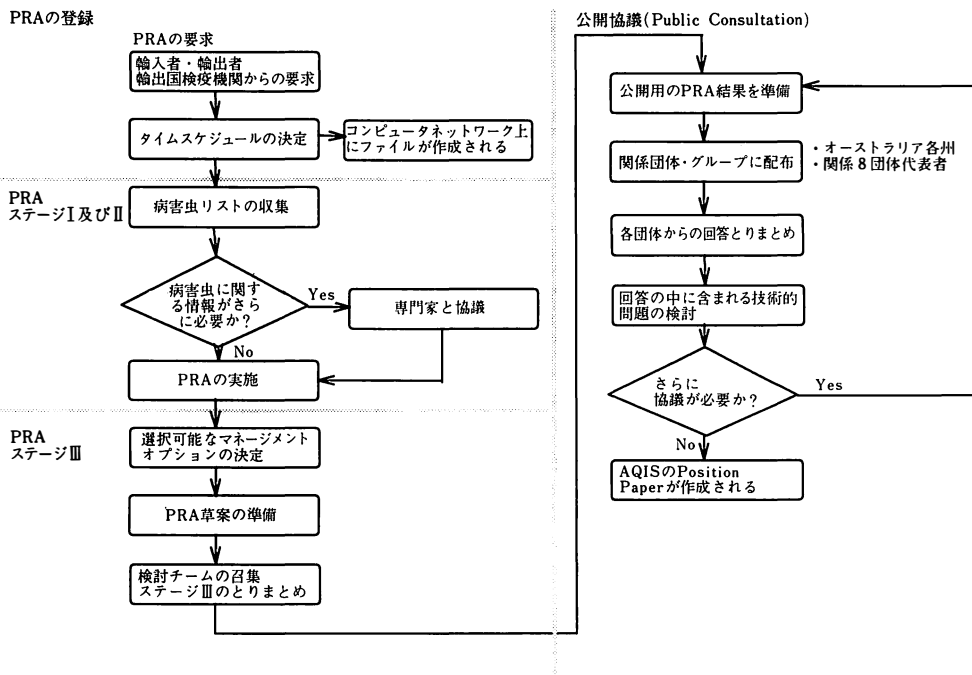


図-2 オーストラリアにおけるPRA全体の流れ

２ PRA の方法

オーストラリアの PRA の多くは荷口（註：FAO による用語定義では、「荷口」とは植物、植物生産物又は植物検疫上制限を受ける品目の集まりであり、ある国から他の国に移動させられ、かつ単一の植物検疫証明書で証明を受けるものである。）から開始される。はじめに当該植物に寄生する可能性がある病害虫リストが作成される。これには同省が管理している病害虫発生に関するデータベースを利用するが、必要に応じて当該植物に関係する病害虫リストを輸出国から提出させる。そのリストの中から過去に PRA を行っている病害虫及び同国に既発生の病害虫が除かれ（病害虫分類）、それ以外の病害虫に対してさらに PRA が進められる。

重要でないまたは特別な検疫措置（輸出国における検疫措置）が必要とされない病害虫に関しては、病害虫分類（Pest Categorization）が PRA の主な作業になる。このような PRA は AQIS の検疫政策課 PRA 班で行われる。

国内的に重要な病害虫、重要な商品作物あるいは輸出国に対して特別な検疫措置を要求しなければならない場合、病害虫分類よりもさらに詳細な PRA が実施される。ここでは、検討すべき項目（生物学的評価、繁殖能力、分布能力、経済的重要度等）について、文献・資料に基づき各項目の評価を行い、さらに各項目の評価から病害虫に対する総合的な危険性が検討・評価される。一方、この評価とは別に荷口に付着してきた病害虫が国内の好適環境に到達する危険性について、当該植物の形態、輸送方法、使用目的あるいは流通経路等から侵入危険性が評価される。当該病害虫の危険度及び侵入危険度の両評価を考慮して検疫措置をとる必要性、有効な検疫措置の種類が検討される。このような PRA は PRA 班が各病害虫の専門家あるいは BRS に依頼して行われる。

Ⅲ 検疫病害虫に対する実際の輸入検疫

１ 輸入許可制度

輸入許可制度とは、輸入者が植物を輸入する前に検疫当局から許可を得ることを義務づける制度である。この制度には以下の利点がある。

- ・輸入前に過去に同じ荷口（同一原産国同一植物）に対して PRA を行っているか否か確認をして、実施していない荷口に対しては PRA を開始する契機とすることができる。
- ・未発生国への検疫病害虫の侵入等、国外の検疫状況の変化に対して、許可証の発給を保留することで柔軟に

対応することができる。

- ・隔離栽培が必要な栽植用植物等では、施設使用状況や検査スケジュールに従い輸入量を調整することができる。
- ・輸入条件が必要とされる植物に対しては、その内容を輸入者に明示できる。

現在、オーストラリアが輸入許可の取得を要求している品目は

- ・栽植用生植物
- ・生果実及び生野菜
- ・一部のは種用の種子
- ・一部の加工用種子
- ・土
- ・生命体（遺伝資源等）

である。輸入許可証は、上記品目の種類に応じて４種類ある（図-3）。輸入許可の申請は各州の検査センターを行う。申請内容によって、過去に PRA が終わっている（輸入条件が定められている）植物または特別な検疫措置を、相手国に要求しなくともよいと評価されたものは輸入が許可される。なお、過去の PRA の結果は各州の検査センターが所有しているマニュアル（Operation Manual）に国別植物別に記載されており、提出された輸入許可申請の審査は、このマニュアルと照合することで行うことができる。

一方、輸入許可の取得が必要ない品目は

- ・切り花
- ・木材
- ・梱包資材及び容器

である。輸入許可が不必要な品目とは、個々の植物に対して PRA を行うのではなく、グループとして PRA を行い評価がなされているものである。

輸入許可の取得時期は輸入の数週間前が普通であるが、輸入後取得することも可能な品目もある。隔離検査が要求される植物は、事前に取得しておかなければいけない。有効期限は６か月～１年である。

２ 検疫の対象となる品目

通常の植物以外に、病害虫が付着する可能性のある梱包材、容器包装及び輸送機器（コンテナ等）、並びに土が付着している恐れがある品物は、それ自体が輸入検査対象になっており、消毒や輸送機器の登録等が義務づけられている。

３ 検疫証明書

検疫証明書の添付が必要な品目は、

- ・すべての花卉球根、塊茎
- ・すべての生果実、野菜

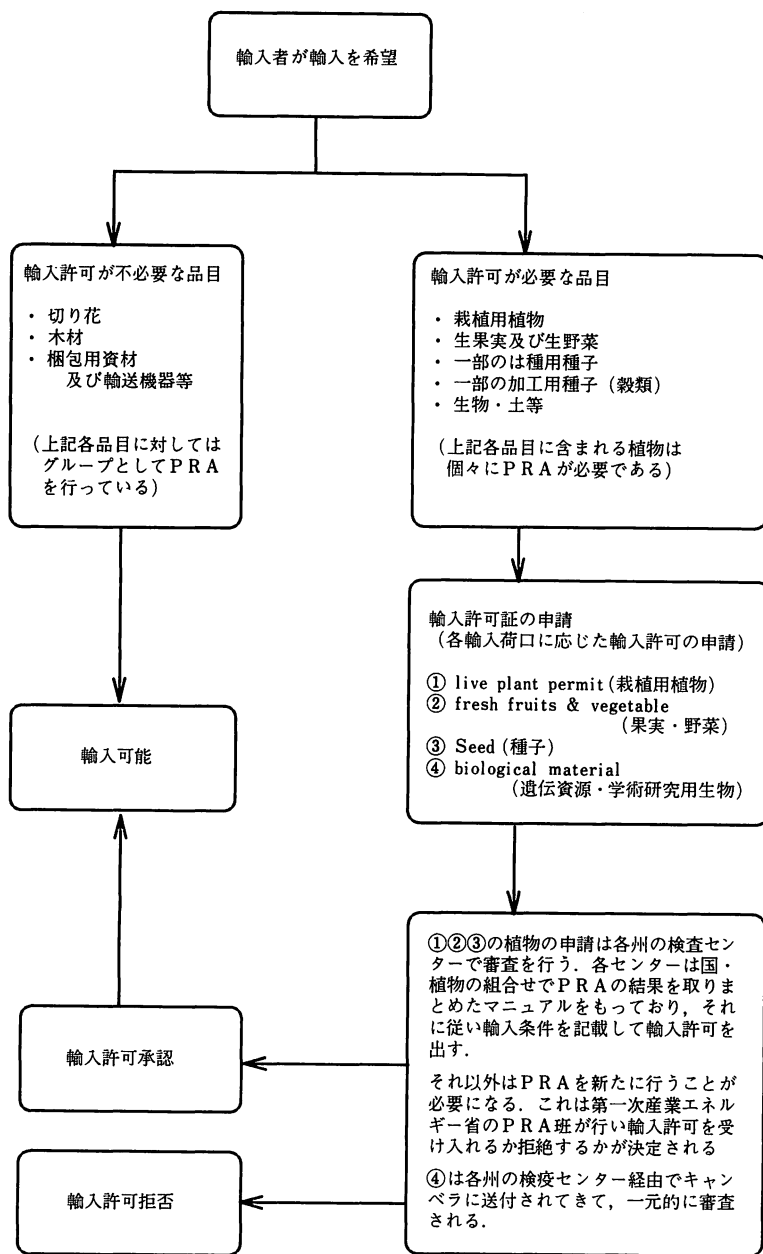


図-3 オーストラリアの輸入許可制度

- ・ すべての草本植物
- ・ すべての穀果
- ・ すべての植物培養体
- ・ 一部の種子
- ・ すべての樹皮 (Bark types)
- ・ すべての木本植物 (Woody plants)

である。原本以外の検疫証明書のフォトコピー等は検疫証明書として認めていない。

4 検疫措置の対象となる病害虫

「検疫病害虫」である病害虫に対してのみ検疫措置を実施する。したがって輸入検査において、植物病害虫が発見されても非検疫病害虫であれば検疫措置はとらない。検疫病害虫以外には、一部の雑草も検疫措置の対象である。

5 検査の流れ

基本的に輸入認可を得た後、荷口の輸入が行われる。

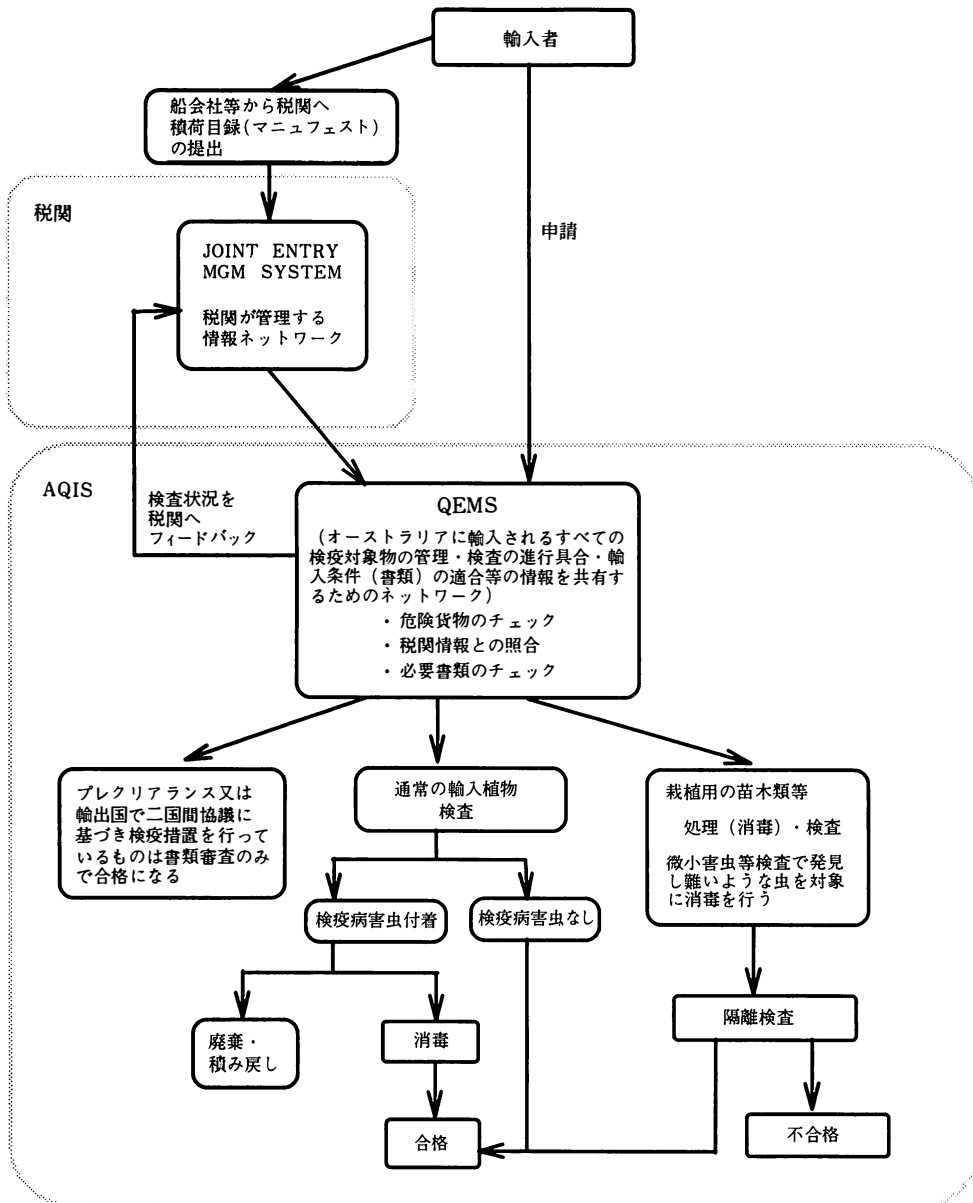


図-4 オーストラリアにおける検査の流れ

荷口に関する情報は、船会社等が提出する積荷目録を通じて豪州税関が管理する情報ネットワーク（JOINT ENTRY MANAGEMENT SYSTEM: JEMS）に蓄積される。同時にこの情報は AQIS が所有する検疫輸入管理ネットワーク（QUARANTINE ENTRY MANAGEMENT SYSTEM: QEMS）に送られてくる（図-4）。一方、輸入者は検査申請を各州の検査センターに提出するが、申請時にこの内容と税関から送られてきている当該荷口の情報が一致するかどうか確認される。

検査前に揃えておかねばいけない書類（証明書、輸入許可証）等の提出状況も同管理ネットワークの中で監視されており、これらの検査に入るための条件が全て満たされてから輸入検査を開始する。

輸入許可が必要ない植物に対しても輸入検査は必要である。一般的な植物は輸入検査を行い、検疫病害虫が発見された場合はその病害虫の種類によって、くん蒸または廃棄・返送が命じられる。なお、病害虫が検疫病害虫かどうか検査現場で直ちに同定ができないときは、専門

家に同定を依頼することになる。この際、消毒が有効な措置であると考えられる場合は、輸入者に同定結果がでる前に消毒をし荷口を合格とする選択肢が与えられる。通常は消毒を選択する輸入者が大半である。

病害虫が輸入検査による発見が困難で、二国間協議によって規定された特別な検疫措置（輸出国での栽培地検査等）に基づき輸出された植物の中には、輸入時の必要な書類審査だけで輸入が許可される場合もある。基本的に栽植用植物の輸入に際しては、肉眼検査で発見が困難な微小害虫を対象に消毒が行われる。この後、隔離施設で全量検査が行われる。

(1) 検査抽出量

二国間協議で取り決めのある場合は、そこで規定されている抽出量に基づき検査を行う。それ以外の通常の植物は生果実の場合は通常 600 果の抽出検査（信頼度 95%, 寄生率 0.5% 以下）が行われる。また栽植用苗木、球根または木材は全量検査が原則である。切り花は荷口の高さによって全量～30%の抽出検査が行われるが、荷口が輸出国において消毒が実施されていれば、抽出量が減じられる。

(2) 検査方法

輸入時の一般的な検査は、ルーペやハケ等を使っての肉眼検査である。種子に関しては篩を使って検査を行う。種子に対する室内検定及び精密検査は PRA の結果、種子伝染性の検疫病害に対する検査が必要であると評価された種子のみ行う。また PRA の結果指定された雑草種子の混入についても検査が行われる。

(3) 隔離検査

栽植用の苗木・穂木・球根等は基本的にすべて輸入許可及び隔離検査が必要である。隔離検査は登録のある検査施設、または政府の検疫施設で実施される。ただし、特に危険性の高い種類の植物は政府の検疫施設で検査を行わなければならない。一部の種子は実際に植え付け検査が行われる。検査方法は種苗の種類によって検査すべ

き検疫病害の種類が決められており、それに対する精密検定（接木、汁液接種、エライザ及び電子顕微鏡観察等）が行われる。

お わ り に

危険性がある病害虫のみを検疫対象にするオーストラリアの植物検疫体制が、その病害虫の決定手段である PRA を必要としていることは当然である。また同国のシステムでは植物が輸入される前に付着する可能性がある病害虫の評価を行い検疫病害虫を決定しておく必要があるが、輸入許可制度はその体制を支えるために重要な役割を果たしている。オーストラリアの植物検疫において「検疫病害虫」及び「PRA」という概念は「輸入許可」というシステムを用いて検疫現場に合理的に導入されている。

一方、植物輸入量が日本に比べて少ない、あるいは輸入者から検査料金を徴収できるシステムがあるという背景の違いが、同国での PRA に基づく植物検疫を可能にしている面も見逃すわけにはいかない。このような背景を無視し両国の植物検疫をその体制のみから単純に比較することは難しい。

引 用 文 献

- 1) AQIS (1994~1995) : Corporate Plan.
- 2) AQIS (1994) : Cargo Containers, Quarantine aspects and procedures.
- 3) Australian Government Publishing Service (1994) : Department of Primary Industries and Energy, Annual Report 1993~1994 : 81~86.
- 4) PHILLIPS, D. (1994) : Pest Risk Analysis of Seed-born Pests of Barley, Maize and Sorghum from the USA, and Barley from Canada.
- 5) ——— et al. (1994) : Pest Risk Analysis of Barley, Wheat, Maize and Sorghum from the USA and Canada, PART 2.
- 6) Department of Primary Industries and Energy (1990) : A Summary of the Plant Quarantine Import Requirements of the Commonwealth of the Commonwealth of Australia.